

契約による支出に係る事後チェック表

担当部局： 国税庁

物品役務等、公共工事等の名称		インターネット登記情報提供サービスの利用		
契約により行う事業の概要		調査・徴収事務等を行うに当たり必要となる、不動産登記や商業・法人登記の情報について、インターネット回線を通じて提供するサービスに関する業務を委託するもの。		
契約の状況 (過去3年度)	年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
	契約者名	財団法人民事法務協会	財団法人民事法務協会	財団法人民事法務協会
	契約形態	競争性のない随意契約	競争性のない随意契約	競争性のない随意契約
	応札者数	1	1	1
	支出額(千円)	31,882	35,901	34,104
検証結果		【契約形態・契約条件の妥当性】		
		本サービスは、「電気通信回線による登記情報の提供に関する法律」第3条の規定に基づく法務大臣の指定を受けた全国唯一の者である一般財団法人民事法務協会が、同法第4条に規定する業務(登記情報を電気通信回線を使用して送信する業務)を行うものであり、当協会以外に当該サービスを提供できる者がなく、また、財務大臣通達「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)に定める競争性のない随意契約によらざるを得ない場合として整理される「法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの」に合致することから、当協会と随意契約を行っているものであり、契約形態に問題は認められない。		
		【競争性を確保するための取組みに係る検討結果】		
		本サービスは、「電気通信回線による登記情報の提供に関する法律」第3条の規定に基づく法務大臣の指定を受けた全国唯一の者である一般財団法人民事法務協会が、同法第4条に規定する業務(登記情報を電気通信回線を使用して送信する業務)を行うものであり、当協会以外に当該サービスを提供できる者がいないことから、競争性のない随意契約によらざるを得ない。		
		【他の主体による実施の可能性についての検討結果】		
		本サービスは、「電気通信回線による登記情報の提供に関する法律」第3条の規定に基づく法務大臣の指定を受けた全国唯一の者である一般財団法人民事法務協会が、同法第4条に規定する業務(登記情報を電気通信回線を使用して送信する業務)を行うものであり、当協会以外に当該サービスを提供できる者がいない。		
		【継続的に実施させることの必要性・効率性】(継続支出となっているものに限る。)		
		本サービスは、調査・徴収事務等を行うに当たり必要となる不動産登記や商業・法人登記の情報の提供を受けるものであり、法令の規定により当協会がサービスを提供できる唯一の者であることから、当協会に継続的に実施させる必要である。		
検証結果を踏まえた今後の見直しの内容・見直し時期		特になし。		

(注)上記内容は、平成24年10月2日開催の第3入札等監視委員会において確認を行ったものである。